

1. 政策及び15年度重点施策等

政 策	国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献
15年度 重点施策	バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS等の国際フォーラムにおける国際ルール策定等への積極的な貢献

2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融システムの安定が確保されていること
重点目標	国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等

3. 政策の内容

近年、世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中で、国際的な取組みを通じて、各国の金融システムの安定を図ることは、国際金融システムの安定と発展にとり不可欠であるとともに、我が国の金融システムの一層の安定化にもつながる重要な施策であると考えています。

また、近年、世界の多くの国で金融サービスの自由化や規制緩和への取組みが行われる中、国際的な金融サービス貿易のルール策定を通じて、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、世界経済の健全な発展に資するとともに、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えています。

4. 平成15事務年度における事務運営についての評価

金融庁においては、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS、ジョイント・フォーラム及びWTO等の各種の国際的なフォーラム等の作業に参加し、積極的な貢献を行いました。これらの国際的なフォーラム等が作成した基準、原則、報告等は、各国の金融当局が行う規制・監督に活用されることが期待されます。

(1) バーゼル銀行監督委員会

我が国は、委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的に貢献しました。BIS規制見直し作業においても、例えば、証券化商品の取扱いについて、我が国の金融実務を踏まえつつ、よりリスク感応的な枠組みとなるよう積極的に提案を行うなど、重要な貢献を行いました。

(2) 証券監督者国際機構 (IOSCO)

我が国は、専門委員会、理事会、アジア・太平洋地域委員会、議長委員会、5つの常設委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等に積極的に貢献しました。例えば、我が国が議長を務めた証券アナリストに関するプロジェクト・チームの報告書を基に、その後「セルサイド証券アナリストの利益相反に対処するための原則」が策定されたほか、2003年10月にソウルで開催されたIOSCO年次総会では、信用格付機関に関する公開パネルのパネリストを務めたことに加え、アジア・太平洋地域委員会では、我が国が中心となって、当該地域における社債市場に関する調査を進めるなど、IOSCOが積極的に国際的な証券規制監督上の課題を改善していく上で、重要な貢献を行いました。

(3) 保険監督者国際機構 (IAIS)

我が国は、執行委員会、専門委員会の他複数の小委員会の議論に参画し、各種の基準等の策定等に積極的な貢献を行いました。特に、ソルベンシー監督の共通の枠組みについての議論において、我が国における監督経験に基づき、保険会社の保有するリスクに応じた監督の考え方の整理を提案するなど、重要な貢献を行いました。

(4) ジョイント・フォーラム

我が国は、全ての会合に参画し、各種の報告書等の作成に積極的な貢献を行いました。また、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS及び各国金融監督当局との業態横断的な情報交換や連携強化への取組みに積極的に参加しました。

(5) 世界貿易機関 (WTO)、経済連携協定 (EPA) 交渉

我が国は、WTOにおいては、先進国及び途上国との間で金融サービスの自由化について議論を行うなど、金融サービス分野の自由化交渉に積極的な貢献を行いました。また、経済連携協定交渉については、現在行われているアジア諸国との交渉の中で、金融サービスの自由化へ向けて積極的に議論を行っているところです。

5. 今後の課題

(1) バーゼル銀行監督委員会

我が国は、各国の実状等を踏まえて作成されたバーゼル銀行監督委員会の各種の監督上の基準が、より適切な環境整備に貢献するものであると考えています。今後は、本年6月末に発表された新BIS規制案の円滑な実施に向け、各国監督当局との調整・情報交換を進めるとともに、引き続き、国際的な銀行監督の枠組みや銀行のコーポレートガバナンス等のあり方に関する議論に積極的に貢献していく必要があります。

(2) 証券監督者国際機構 (IOSCO)

我が国は、各国の証券市場等の実状等を踏まえて作成された諸原則や報告書等が、証券規制水準の向上に資するものであると考えています。今後は、本年2月に開始された信用格付機関の行動規範 (Code of Conduct) の策定作業や、アジア・太平洋地域における社債市場の調査の取りまとめに向け、引き続き、専門委員会、理事会等の主要メンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等に一層積極的に貢献していく必要があります。

(3) 保険監督者国際機構 (IAIS)

各国の保険監督制度の実状等を踏まえてIAISの基準等を策定することは、我が国を含め各国の保険監督水準の向上に資すると考えられます。したがって、基準等の策定等に一層積極的に貢献していくことが必要です。

(4) ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際業務の活発化や金融業態区分の不鮮明化が急速に進んでいることに対応すべく、報告書や原則等の作成を含め、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化に引き続き積極的に貢献する必要があります。

(5) 世界貿易機関 (WTO)、経済連携協定 (EPA) 交渉

WTOにおける交渉等を通じて適切かつ秩序ある金融サービス自由化のためのルール策定を促進することは、各国の経済発展に資するとともに、我が国金融機関の海外での事業活動に資するものであると考えており、今後も引き続きサービス分野の自由化交渉により一層積極的に参加していく必要があります。また、現在アジア諸国との間で行われている二国間の経済連携協定交渉についても、本協定の締結が、金融分野における連携を更に深め、我が国金融機関の進出の促進に資するものであると考えており、引き続き各国との金融サービス分野の自由化交渉に積極的に参加していく必要があります。

以上を踏まえ、平成17年度においても、国際会議等のための予算・機構定員要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み (各フォーラム等での議論に積極的に参画して、国際的な金融システム安定のためのルールを策定する) を進めていく必要があります。